

社団法人香川県産業廃棄物協会

差出人: (公社) 全国産業資源循環連合会 調査部 <chosa@zensanpairen.or.jp>
送信日時: 2019年3月20日水曜日 15:46
宛先: (公社) 全国産業資源循環連合会 調査部
件名: (情報提供)フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案
の閣議決定

正会員 各位

平素はお世話になってます。

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」が3月19日(火)に閣議決定されましたので、お知らせします。本法律案は第198回国会(常会)に提出される予定とのことです。

本改正により、廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りが禁止されます。その他、本改正の詳細は以下 URL をご参照ください。

<https://www.env.go.jp/press/106566.html>

(調査部: 日浦)

* 本メール内容に関するお問合せは下記アドレスまでお願いいたします。

※4月1日から名称が変わりました。
公益社団法人全国産業資源循環連合会 調査部
E-mail: chosa@zensanpairen.or.jp
〒106-0032
東京都港区六本木 3-1-17 第2ABビル 4F
Phone:03-3224-0811
Facsimile:03-3224-0820
<https://www.zensanpairen.or.jp>

労働災害防止計画推進標語
安全衛生委員長賞受賞作品

「ヒヤリで済んだあの教訓 心に刻んで安全作業」

産業廃棄物処理業界では
労働災害防止に取り組んでいます。

報道発表資料

ホーム > 報道・広報 > 報道発表資料 > フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について

平成31年3月19日 | 地球環境

この記事を印刷

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案の閣議決定について

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律案」が本日3月19日(火)に閣議決定されましたので、お知らせします。本法律案は第198回国会(常会)に提出される予定です。

1. 法改正の背景

(1) フロン類は、エアコンや冷蔵庫などの冷暖等の様々な用途に活用されてきた一方で、特定フロンと呼ばれるフロン類はオゾン層を破壊する効果を有しており、また、代替フロンと呼ばれるフロン類は、オゾン層は破壊しませんが、特定フロンと同様に強い温室効果(二酸化炭素の数十倍から一万倍超。)を有しています。このため、フロン類の排出抑制は、オゾン層保護及び地球温暖化対策の両面から、極めて重要な課題です。

(2) 特に、業務用冷凍空調機器の廃棄時の冷媒フロン類の回収については、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号。以下「フロン排出抑制法」という。)において、機器ユーザーは、機器の廃棄等を行おうとする際、機器に冷媒として充填されているフロン類を同一種フロン類充填回収業者に引き渡さなければならないこととされていますが、機器廃棄時の冷媒回収率は、10年以上3割程度に低迷しており、近頃でも4割弱に止まっています。

(3) こうした状況を受けて、環境調査委員会調査案分科会化学物質政策小委員会フロン類等対策WG及び中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の合同会議において、廃棄時回収率の向上対策について議論が行われ、平成31年2月に「フロン類の廃棄時回収率向上に向けた対策の方向性について」が取りまとめられました。今般、この報告書を踏まえ、フロン排出抑制法の一部を改正することとしたものです。

2. 法律案の概要

(1) 機器廃棄の際の取組

- ・都道府県の指導監督の効率的向上
 - ユーザーがフロン回収を行わない違反に対する直接罰の導入
- ・廃棄物・リサイクル業者等へのフロン回収済み証明の交付を義務付け(充填回収業者である廃棄物・リサイクル業者等にフロン回収を依頼する場合などは除く。)

(2) 建物解体時の機器廃棄の取組

- ・都道府県による指導監督の効率的向上
 - 建設リサイクル法解体廃棄等必要な資料請求規定を位置付け
 - 解体現場等への立入検査等の対象範囲拡大
 - 解体業者等による機器の有無の確認記録の保存を義務付け 等

(3) 機器が引き取られる際の取組

- ・廃棄物・リサイクル業者等が機器の引取り時にフロン回収済み証明を確認し、確認できない機器の引取りを禁止(廃棄物・リサイクル業者等が充填回収業者としてフロン回収を行う場合などは除く。)

(4) その他

継続的な普及・啓発活動の推進のため、都道府県における関係者による協議会規定の導入 等

3. 施行期日

環境省のご案内

政策分野・行政活動

環境基準・法令等

白書・統計・資料

申請・届出・公募

報道・広報

大臣記者会見・記者会見

報道発表一覧

行先予定

環境省広報誌 エコジーン

メールマガジンの会員登録

トップ

環境省商標の登録

ご意見のアンケート

環境省公式SNS等一覧

環境省動画チャンネル

(YouTube)

本法については、一部を除き、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行することとします。

添付資料

[概要 \[PDF 627 KB\]](#)
[審査資料 \[PDF 2.8 MB\]](#)
[要綱 \[PDF 24 KB\]](#)
[法律案 - 理由 \[PDF 98 KB\]](#)
[新旧対照条文 \[PDF 147 KB\]](#)
[参照条文 \[PDF 131 KB\]](#)

連絡先

環境省地球環境局気候温暖化対策課フロン対策室

代表 03-3581-3351

直通 03-5521-8329

室長 馬場 康弘 (内線 6750)

室長補佐 五味 俊太郎 (内線 7774)

室長補佐 中村 祥 (内線 6704)

室長補佐 田中 輝征 (内線 7728)

室長補佐 藤田 祐輔 (内線 6751)



PDF形式のファイルをご覧いただくためには、Adobe Readerが必要です。
Adobe Reader (無償) をダウンロードしてご利用ください。

ページ先頭へ



環境省 (法人番号1000012110001)

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館 TEL 03-3581-3351(代表) 地図・交通案内

[総務省ホームページについて](#) | [著作権・リンクについて](#) | [プライバシーポリシー](#) | [環境関連リンク集](#)

Copyright Ministry of the Environment Government of Japan. All rights reserved.